

# 令和8年4月施行予定：特許・実用新案審査基準 改訂案の主要ポイント

## 1. 補正・進歩性の判断基準の明確化



### 「除くクレーム」補正の誤解を解消



引用発明との重なりのみを除く補正であっても、新たな技術的事項を導入しないものであることが必要であることを明確化しました。



### 阻書要因の「程度の差異」を評価

阻書要因があれば直ちに進歩性が肯定されるわけではなく、他の要素（翻計変更等）と同様にその程度の差異を総合的に評価します。



### 出願時の技術常識に基づく課題の考慮

文献に明示された課題だけでなく、当業者が想定し得る課題も進歩性の判断において考慮することを明記しました。

## 2. 外国語書面出願・分割出願の運用適正化



### 誤訳訂正書の濫用防止（翻訳文新規事項）



ごく一部のみ翻訳して提出し、後から大幅に向容を追加するような行為は、補正書と同様に「翻訳文新規事項」と判断されます。



### 分割出願の実体的要件の明確化



翻訳文

原出願が外国語書面出願の場合、分割出願の範囲は「外国語書面」と「翻訳文」の両方の範囲内である必要があります。



### 翻訳文提出前の制限

翻訳文が提出される前の時期には、修正や分割出願ができないことの根拠が明確化されました。

## 3. 同日出願・拡大先願の変更点



### 同日出願時の「協議指令」の早期化



他の出願が審査請求されていない場合でも、特許庁長官名で協議指令を出す運用に改め、手続を円滑化します。

出願人が表なる同日出願において、拒絶理由がある場合の旧運用と新運用の比較

	従来運用	改訂後の運用
審査請求未済の他出願がある場合	 審査を進められない旨の通知	 特許庁長官による「協議指令」
他の拒絶理由が解消しない場合	 拒絶査定をしない	 拒絶査定をする



### 拡大先願における「出願人の同一性」判断

会社分割は一般策線に該当するため、特許庁への届出がなくとも実質的に同一と判断される場合があることが返認されました。